

# 香川県小学生バレーボール連盟倫理規定

香川県小学生バレーボール連盟

## 第1条 目的

この規定は、香川県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」という。）の関係者（以下「県小連関係者」という。）が順守すべき倫理に関する事項を定めることにより、県小連の社会的な信頼を確保すること及び香川県内の小学生バレーボールの健全な普及、発展のために注意を喚起することを目的とする。

## 第2条 適用範囲

前条に規定する「県小連関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 県小連役員（会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事、監事）
- (2) 県小連に登録した加盟団体の指導者・チーム関係
- (3) 県小連に登録した加盟団体の選手
- (4) 県小連に登録した加盟団体の選手の保護者

## 第3条 責務及び順守事項

県小連関係者は、県小連の定めた諸規定や決定事項を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

2 県小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。

- (1) 県小連の決定した方針に従わないこと。
- (2) 小学生の体力向上から逸脱した厳しい日常練習や対外試合。
- (3) 指導に名を借りた体罰、暴力、暴言、セクシャルハラスメント、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する言動を取ることを。
- (4) 新規登録及び選手の移籍に関し、正当な手続きを経ずに、選手の勧誘、強要及び移籍を行うこと。
- (5) 県小連関係者として著しく品位又は名誉を傷つけること。
- (6) フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
- (7) 事業推進のために後援並びに協賛社等から良識を超えた多額の金品の提供を受けること。
- (8) その他、著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

#### 第4条 倫理委員会の設置

本規定の解釈、運用のために、常任理事会の議決に基づき倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の委員は常任委員会を構成する委員とし、次の役割を担う。  
委員長 1名、 副委員長 1名、 委員 若干名、 事務局 1名
- 3 委員長が必要と認めた時は随時委員を招集することができる。

#### 第5条 違反行為の対応及び処分

第3条の2の禁止事項に違反した場合は、別紙により役職等の除名あるいは永久若しくは一定期間の停職、活動の停止などの処分を行う。ただし、行為の事実が当事者の故意とは言えない場合や軽微な場合は注意又は警告にとどめる。また、当事者を監督する立場にある者が県小連役員の場合には、様式に定められた監督責任を負う。

#### 第6条 報告等

県小連関係者が別紙様式1の一般的基準に該当する場合は、各チームの代表者、育成代表者等(以下「通報者」という。)はブロック代表を通じて県小連に通報しなければならない。

- 2 通報者は様式2に基づき記入し、県小連ブロック代表に提出する。
- 3 ブロック代表は、関係ブロック内役員を招集し、様式3に基づき関係者の事情を調査する。
- 4 ブロック代表は、調査結果を県小連に提出する。

#### 第7条 処分の手続き

県小連会長は、第3条2に掲げる禁止行為の報告等があった場合、倫理委員会の開催並びに調査を指示するものとする。

- 2 倫理委員長は、関係団体若しくは個人より事故(事案)発生報告書を徴するとともに調査及び当事者から事情徴集を行い、倫理委員会で処分を決定する。なお、必要とする案件は日本小学生バレーボール連盟(以下「日小連」という。)と協議し、決定した事項については常任理事会等に報告する。
- 3 事故(事案)発生報告書は県小連会長に届いたことで受理とする。
- 4 処分を決定するに当たっては、公正を期するために、当事者の弁明の機会を設定する。
- 5 処分の決定通知は、県小連会長名で文書で通知する。
- 6 処分決定に対する不服申し立ては、被処分者が県小連会長宛に文書で提出する。

#### 第8条 その他

本規定の実施に関する必要な細則は倫理委員長が常任理事会の承認を得て別に定める。

- 2 本規定は、常任理事会の議決をもって変更することができる。
- 3 本規定は、平成29年4月8日から施行する。

様式1

区分	一般的基準	当該者等に対する罰則	県小連役員が所属するチームに不祥事があった場合の監督責任
レベル1	言葉による暴力、飲酒、喫煙を伴う指導等	口頭による嚴重注意及び日小連への氏名報告	口頭による嚴重注意及び日小連への氏名報告
レベル2	レベル1の繰り返し等	文書による嚴重注意及び反省文の提出並びに日小連への氏名報告	文書による嚴重注意・改善策の提出及び日に日小連への氏名報告
レベル3	体罰・暴力行為、レベル2以上の繰り返し、その他指導者として相応しくない行為（倫理規定第3条第2項に掲げる行為等）	一定期間（1年以内）の指導及びベンチ入りの禁止並びに日小連への氏名報告	一定期間（1年間）県小連役員としての活動の禁止及び日小連への氏名報告
レベル4	著しい体罰・暴力行為、レベル3以上の繰り返し	指導及びベンチ入り禁止（1年以上）及び指導資格、役職の剥奪 大会、交流会開催時に起きた場合は、その大会の開催禁止 県小連役員の反省文を日小連に提出	県小連役員の役職の降格並びに日小連への氏名報告
レベル5	刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等	永久追放及びチーム解散並びに日小連への氏名報告	県小連役員の解任並びに日小連への氏名報告

様式2

平成 年 月 日

香川県小学生バレーボール連盟

香川県小学生バレーボール連盟

ブロック  
ブロック長 殿

小豆 高松西  
さぬき・東かがわ 坂出・綾歌  
高松東 丸亀・仲多度・善通寺  
高松南 三豊・観音寺

### 報告書 (違反行為等について)

報告者名	
ブロック名	
チーム名	
団員数	
対象関係者名	
発生状況	
指導内容 (周りの状況)	
現在の状況	
問い合わせ先	

〒

TEL

報告者氏名

報告者住所

様式3

平成 年 月 日

香川県小学生バレーボール連盟

会長 殿

香川県小学生バレーボール連盟

ブロック

### 報告書 (違反行為等について)

報告者名	
ブロック名	
チーム名	
団員数	
対象関係者名	
発生状況	
指導内容 (周りの状況)	
現在の状況	
問い合わせ先	

〒

TEL

報告者ブロック長

報告者ブロック長

氏名

住所